

現場説明書

工事名称	令和８・９年度幕張メッセ施設整備機械設備工事
説	１．設計図書等（本現場説明書や工事特記仕様書並びに図面等の書類をいう。）に十分目を通し、受注者が履行すべき事項を把握して入札すること。 なお、設計図書等の記載事項に、疑義がある場合は必ず質問すること。 ２．千葉県建設工事適正化指導要綱に基づき、本工事の請負契約の適正化等に努めること。 ３．本工事契約後に監督員等の承諾・確認等受けるべき工事関連書類は、営繕課 HP 内「県発注営繕工事関連提出書類一覧」を確認して作成すること。 ４．受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、「建設業退職金共済証紙購入状況の確認について（千葉県）」を遵守すること。
明	https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/jigyousha/kensetsu/documents/kentaikyo-manual.pdf ５．受注者は、本工事が対象となる請負業者賠償責任保険等の保険に加入し、保険証書の写しを提出すること。なお、受注者が自社事業全体を対象として年間で一括加入している場合は、その証書の写しと付保証明書の原本を提出すること。 ６．法令等による申請又は提出書類は一覧表を作成し、遅滞なく関係機関に提出すること。 作成した一覧表は、１部を監督員に提出し双方で管理する。 ７．施工場所に近接又は施工場所が重なるほかの工事と十分調整し、工事中の事故や工事の遅延等に注意すること。 ８．工事箇所の近隣住民並びに近隣施設とのトラブルが発生しないよう配慮すること。 万一、発生した場合は受注者側で処理すること。 ９．施設管理者と連絡を密に取り、施設の運営に支障を及ぼさないこと。 また、施設利用者に対する安全対策を十分図ること。
事	１０．既存工作物及び埋設物には十分注意し、破損した場合は、受注者の責任において速やかに復旧すること。 １１．本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく対象建設工事であり、落札後契約に先立ち、対象建設工事の届出に係る事項を記載した書面（法第 12 条第 1 項に基づく書面）を提出し発注者に説明すること。
項	１２．本工事は、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。 １３．請負契約の締結後、工場製作のみが行われている期間及び現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。 １４．受注者からの協議により、やむを得ず「手すり先行工法に関するガイドライン」による設置及び手すり先行専用足場型と同等の機能を有する足場の設置が不可能となった場合は、設計変更の対象とする。 １５．本工事は、「債務負担行為」による工事であるが、契約初年度の支払限度額が設定されていない工事である。

